附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中児童福祉施設最低基準第二十四条の二の次に一条を加える改正規定、同令第二十九条の二の次に一条を加える改正規定、同令第四十五条の二の次に一条を加える改正規定、同令第七十六条の二の次に一条を加える改正規定及び同令第八十四条の二の次に一条を加える改正規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

（児童福祉施設最低基準の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設又は情緒障害児短期治療施設の長である者については、第一条の規定による改正後の児童福祉施設最低基準第二十二条の二第一項、第二十七条の二第一項、第四十二条の二第一項又は第七十五条の二第一項の規定は、適用しない。

（児童福祉法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この省令の施行の際現に要保護児童（児童福祉法第六条の二第八項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）の三親等内の親族（要保護児童の扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。）及びその配偶者である親族を除く。）が第二条の規定による改正前の児童福祉法施行規則第一条の三十三第二項第二号に掲げる者である里親として児童福祉法第六条の三第一項の規定により受けている認定については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第百十一号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十七条第一項の規定に基づき、職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年九月一日

厚生労働大臣　細川　律夫

職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令

職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令（平成十四年厚生労働省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

表キャリア・コンサルティングの項の次に次のように加える。

ピアノ調律	社団法人日本ピアノ調律師協会（昭和四十八年十一月五日に社団法人日本ピアノ調律師協会という名称で設立された法人をいう。）	東京都千代田区外神田二丁目十八番二十一号	ピアノ調律職種に係る技能検定試験のうち、次に掲げるものの実施に関する業務 一　一級 イ　実技試験 ロ　学科試験 二　二級 イ　実技試験 ロ　学科試験 三　三級 イ　実技試験 ロ　学科試験	平成二十三年九月一日

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○内閣府告示第二百七十二号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第三条第二項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第十四号（公文書等の管理に関する法律施行令第三条第一項の規定に基づき、研究所、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第四条の規定による適切な管理を行うものを指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年九月一日

内閣総理大臣　菅　**直人**

防衛省防衛研究所図書館（史料室）の項中「図書館」を「戦史研究センター」に改める。

○内閣府告示第二百七十三号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第五条第二項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第十五号（公文書等の管理に関する法律施行令第五条第一項第四号の規定に基づき、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第六条の規定による適切な管理を行うものを指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年九月一日

内閣総理大臣　菅　**直人**

国立大学法人筑波大学附属図書館大塚図書館の項中「千代田区神田神保町三の二五」を「文京区大塚三の二九の一」に改める。

○財務省告示第二百八十七号

物価連動国債の取扱いに関する省令（平成十六年財務省令第七号）第二条の規定に基づき物価連動国債の想定元金額の算出に関し必要な事項を定める件（平成十六年二月財務省告示第七十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年九月一日

財務大臣　野田　佳彦

第二条第一項及び第二項を次のように改める。

平成二十三年九月十一日以降の各日における前条の連動係数は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる式により算出するものとし、その数に小数点以下第三位未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。

一　平成18年９月11日以降平成23年９月10日以前に発行された物価連動国債の場合

$$\frac{\text{平成22年基準に基づく消費者物価指数に基づき算出される各日における適用指数}}{\text{平成17年基準に基づく消費者物価指数に基づき算出される国債発行日の属する月の10日における適用指数}} \times \frac{\text{平成17年基準に基づく消費者物価指数に基づき算出される平成23年９月10日における適用指数}}{\text{平成22年基準に基づく消費者物価指数に基づき算出される平成23年９月10日における適用指数}}$$

二　平成18年９月10日以前に発行された物価連動国債の場合

$$\frac{\text{平成22年基準に基づく消費者物価指数に基づき算出される各日における適用指数}}{\text{平成12年基準に基づく消費者物価指数に基づき算出される国債発行日の属する月の10日における適用指数}} \times \frac{\text{平成12年基準に基づく消費者物価指数に基づき算出される平成18年９月10日における適用指数}}{\text{平成17年基準に基づく消費者物価指数に基づき算出される平成18年９月10日における適用指数}} \times \frac{\text{平成17年基準に基づく消費者物価指数に基づき算出される平成23年９月10日における適用指数}}{\text{平成22年基準に基づく消費者物価指数に基づき算出される平成23年９月10日における適用指数}}$$